

公益財団法人都道府県センター評議員及び役員等の報酬等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人都道府県センター（以下「この法人」という。）定款（以下「定款」という。）第14条、第17条第1項第3号から第5号及び第31条第1項に基づき、評議員及び次条に定める役員等の報酬等について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則で用いる「役員等」とは、以下のとおりとする。

- (1) 定款第24条第1項第1号に定める理事
 - (2) 定款第24条第1項第2号に定める監事
 - (3) 定款第47条第2項に定める被災者生活再建支援事業運営委員会の委員
- 2 この規則で用いる「報酬等」とは、以下のとおりとする。
- (1) 報酬
 - (2) 退職金
 - (3) 旅費
 - (4) 評議員又は役員等として行う職務に要したその他の費用の弁償

(評議員及び役員等の報酬等)

第3条 この法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に基づき認定された公益法人であり、自主的に公益の増進に資するという考えに基づき、次条に定める場合を除き、評議員及び役員等には報酬等は支給しない。

(評議員及び役員等に報酬等を支給する場合)

第4条 次の各号に掲げる者が評議員又は役員等として職務を行った場合は、当該各号に定める報酬等を支払うことができる。

- (1) 特定の分野についての学識経験を有する者 報酬、旅費及び費用の弁償
 - (2) 前号と同等であると理事会で認めた者 報酬、旅費及び費用の弁償
 - (3) 都道府県知事 旅費及び費用の弁償
 - (4) 都道府県職員 旅費及び費用の弁償
- 2 前項により報酬等を支給する場合は、以下の基準による。
- (1) 報酬 別表のとおり
 - (2) 旅費 理事長が別に定める細則により計算した額

(報酬等の支給の方法)

第5条 前条により報酬等を支払う場合は、職務を行った都度、現金又は金融機関の口座への振込により行う。

(委任)

第6条 この規則の施行に関し、必要な事項については、理事長が別に定める。

(改廃)

第7条 この規則の改廃は、評議員会の決議により行う。

附 則

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 財団法人都道府県会館の役員の報酬等に関する規則（平成17年9月16日制定）は、前項の登記の日をもって廃止する。

附 則

1 この規則は、平成 28 年 6 月 28 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条第 2 項第 1 号関係）

| 報酬の対象 | 支払条件 | 報酬の額 |
|--------------|---------------|----------|
| 定款に定める会議への出席 | 会議への出席 1 回につき | 10,000 円 |